



また、重度の健康障害を引き起こすものの早期発見のために健康管理手帳制度を設け、そうした疾病に係る業務に従事して離職した一定の労働者に対し、国の費用で健康診断を行い、健康管理の万全を期する制度です。

（労働安全衛生法第67条）
手帳の交付対象業務として、粉じん作業に係る業務、石綿の製造又は取扱いの場所における業務、

経験を有していること等が定められています。
（労働安全衛生規則第53条）

手帳の交付手続きは、該当する者の申請に基づいて、都道府県労働局で行っています。愛知労働局の場合は、「労働基準部・健康課」です。
申請概要は、愛知労働局のホームページをご覧ください。
▽トップページ▽各種法

健康管理制度と特殊健康診断

労働者に対する特殊健康診断の実施

有害業務を離れば、有害業務に係る特殊健康診断は原則実施しなくいいいわけですが、一定の有害業務に従事していた場合、有害業務から離れた後も特殊健康診断を実施する必要があると聞きましました。どのような場合でしょうか。

答 有害業務のなかには、健康障害の発現までの潜伏期間が長く、有害業務を離れてから後に表面化するおそれのあるものがあります。そこで有害業務から他の業務に配置転換をして、現在も使用して

いる労働者（配置転換後労働者）に対し引き続き、過去に従事していた有害業務に係る特別な項目について事業者が健康診断を実施することにより、健康障害の早期発見、適切な事後措置などの健康管理を行っています。
（労働安全衛生法第66条第2項後段）
対象有害業務は、石綿、ベンジジン等の製造禁止対象物質またはベリリウム等の製造許可対象物質の業務（施行令第22条第2項）また、実施すべき健康診断の特別の項目が定められています。

池戸 宏光

伏期間が長く、有害業務を離れてから後に表面化するおそれのあるものがあります。そこで有害業務から他の業務に配置転換をして、現在も使用して

（特定化学物質障害予防規則第39条第2項、石綿障害予防規則第40条第2項）
（池戸労務安全管理事務所所長）

『健康管理手帳制度』

問 一定の有害業務に従事し、一定の要件に該当する労働者が定年その他の理由で会社を離職した後の健康管理について、国が健康診断の措置を行う等の健康管理手帳制度があると言いましたが、どのようなものでしょうか。

答 健康管理手帳制度は、離職後の労働者について、その従事した業務に起因して発生する疾病で、がん及びじん肺のように発病までの潜伏期間が長く、

クロム酸及び重クロム酸を製造又は取り扱う業務等が定められています。
（施行令第23条）

手帳の交付要件として、粉じん作業の場合、じん肺管理区分が管理2又は管理3（イ又はロ）であること。石綿の場合、両

肺野に石綿による不整形陰影があり、又は胸膜肥厚があること、取り扱う作業に10年以上従事した

令・制度・手続き▽安全衛生関係▽健康管理手帳
手帳の交付状況は、令和元年度末の愛知労働局の場合4145件で、その内訳は、石綿作業関係及び粉じん作業関係のふたつで大半を占めています。

『一定の有害業務に従事した後、配置転換した

名古屋北監督署のダイヤルイン

監督係（方面） 〈052〉 961-8653
安全衛生課 〈052〉 961-8654
労災課 〈052〉 961-8655